

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	22-1
許認可等の種類	臨時種畜検査による種畜証明書の交付			
根拠法令条例等・条項	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号			
許認可等の概要	疾病その他やむを得ない事由により農林水産大臣が定期的に行う検査を受けることができなかった家畜の雄に対し、申請に基づき、知事が地方種畜検査委員に検査を担当させ、かつ検査に合格した家畜について種畜証明書を交付する			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 血統を証明する書類を有していること。</p> <p>2 種付台帳を整備していること。(新願を除く)。</p> <p>3 次に掲げる疾患でないこと。</p> <p>(1) 伝染性疾患</p> <p>ア 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾患及びこれらの伝染性疾患の疑症</p> <p>イ 牛については、牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、ランピースキン病、牛カンピロバクター症、トリコモナス病、トリパノソーマ病及びレプトスピラ症(レプトスピラ・ポモナによるものに限る。)</p> <p>ウ 馬については、トリパノソーマ病、仮性皮膚(そ)、馬パラチフス、馬伝染性子宮炎及びこうしん</p> <p>エ 豚については、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚エンテロウイルス性脳脊(せき)髄炎</p> <p>(2) 遺伝性疾患</p> <p>ア 牛については、遺伝性先天性ポルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻ひ、遺伝性先天性軟骨発育不全症、遺伝性長期在胎、遺伝性の奇型、牛白血球粘着性欠如症、牛複合脊椎形成不全症、クローディン十六欠損症、第十三因子欠損症、バンド三欠損症及びモリブデン補酵素欠損症並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患</p> <p>イ 馬については、遺伝性虹彩欠損症及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患</p> <p>ウ 豚については、遺伝性先天性振戦、遺伝性クル病、遺伝性増殖性皮膚炎及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患</p> <p>(3) 繁殖機能の障害</p> <p>精巣炎、精巣機能減退、精巣い縮、潜在性精巣、陰のう炎、ぼつ起不全症、陰莖脱、陰莖湾曲症、亀頭包皮炎、包莖、精のうせん炎、前立せん炎、精巣及び副生殖器の発育不全及びしゅよう並びに陰莖及び包皮の裂傷</p>			
基準の制定根拠	家畜改良増殖法第4条第2項、家畜改良増殖法施行規則第4条、同第5条、同第6条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	申請に対する審査に要する日数			